

～ 京町家条例に基づく指定候補となる地区の情報提供 ～

注) この用紙は **地区指定** の情報提供を行う様式です

記入日：令和2年11月11日

1 地区の場所

- (記入例)・京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町を中心とした範囲
- ・〇〇町、△△町、□□町、**町の4箇町の範囲
 - ・〇〇通りの△△から□□までの通り沿いの範囲

※ 地区の範囲を明示した地図等の提出が必要 (対象地区は京都市内に限ります)

2 情報提供した理由等

① 該当する にチェック をお願いします (複数可)

A	伝統的な形態・意匠をもつ京町家が連担している、又は奥庭が連担している地区であるため	<input checked="" type="checkbox"/>
B	時代や地域の特徴をもつ京町家が残る地区であるため	<input type="checkbox"/>
C	伝統行事や地域とのかかわりがある京町家が残る地区であるため	<input type="checkbox"/>
D	伝統的なものづくり、商いに応じた建て方や形態・意匠が残っている京町家が残る地区であるため	<input checked="" type="checkbox"/>

② 上記 (A～D) のチェック をつけた項目について、その状況を出来る限り具体的に記入してください

(例)

- ・ Aに関して、通り庇、格子、虫籠窓、外壁は真壁 (土壁)、軒先は一文字瓦葺き、入り口は大戸といった、伝統的な形態・意匠が数多く残っている京町家が、通りに面して連担している。
- ・ Aに関して、奥庭が連担しており、採光や風通しが確保できるような環境調整空間が最大限確保された地区で、京町家の空間構成が残っている。
- ・ Bに関して、戦前に区画整理された地区で、本2階建て、腰壁+金属製パイプの外観を持つ京町家が集積している。
- ・ Cに関して、古くから地域の祭事の際には、地域にある京町家の表の間を利用しており、表には幔幕掛けやばったり床几なども残っている京町家が集積している。
- ・ Dに関して、織屋建ての町家として、建物奥の空間は、床が土間仕上げで屋根裏まで吹き抜けの大空間が残っている京町家が集積している。

等のことから京町家を保全していきたい地区であるため、情報提供を行った。

注) この用紙は **地区指定** の情報提供を行う様式です

③ 指定候補を **1** の範囲とした理由について具体的に記入してください

(例)
・ 当該範囲にある全家屋の * * 割以上が京町家であり、連担している京町家が数多くみられるため。
・ 同一時期に区画整理された範囲で、同様な形態・意匠が多いため。
・ 京町家と関わりのある伝統行事を主体的に行う範囲として、地域でも認識された範囲であるため。
・ 伝統的なものづくりや商いを営んでおり、当該範囲を対象として組合等も結成しており、地域でも認識された範囲であるため。

※ 上記③で記載した内容について記載された文献や資料等があれば提出してください

3 情報提供者について

あなたの氏名、住所等を記入してください

情報提供者の氏名 (法人その他の団体はその名称及び担当者名)	〇〇町内会 会長：山田 太郎
住所	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話	080-1234-5678 ※ 昼間に連絡が取れる番号を記入してください
Mail	machisai@city.kyoto.lg.jp

情報提供者と情報提供を行う地区との関わりについて記載してください。

(例：〇〇学区自治連合会会長、△△町内会会長、等)

〇〇町内会長、△△まちづくり委員会会長

今回の情報提供にあたっての、地域への説明状況について記載してください

町内会役員会で理事に説明を行ったうえで情報提供をしている。また対象地域とその周辺について、当該範囲とした理由を含めた書面を配布又は回覧している。
--

4 提出書類

<input type="checkbox"/> 地区の状況がわかる写真
※ 2 ②記入欄に記載した内容の具体的な状況がわかる写真を複数枚添付してください
※ 写真には撮影日がわかるようにしてください
※ 昔(概ね70年前以上)の状況がわかる写真等があれば添付してください(任意)
<input type="checkbox"/> 地区の範囲を明示した地図 ※ 範囲を赤線等で囲ってください
<input type="checkbox"/> 地域の歴史等について記載された文献や資料等(任意)

～ 情報提供を行うにあたって、必ずご一読ください ～
(**地区指定**編)

【注意事項】

- 1 ここでいう京町家は、京町家条例に規定する京町家(※1)をいいます。
- 2 皆さまからいただいた情報を基礎資料として、京町家条例に基づく地区指定(※2)の候補を選定するものであり、情報提供をいただいた地区を必ず指定するものではありません。
- 3 情報提供をいただいた順番に検討するものではなく、指定の必要性(趣のある町並みや生活文化の状況)等を踏まえて検討を行います。検討状況に関するお問合せについては、回答いたしかねます。
- 4 主な情報提供者は情報提供をする地区の代表者や、まちづくり活動の代表者等を想定しています。情報提供にあたっては、可能な限り地域の皆様への周知・説明をお願いします(範囲の理由も含め周知・説明をお願いします。なお、京都市から情報提供者の氏名・住所を同意なく公開することはいたしません。)
- 5 1つの地区に対して本様式を1部作成してください。
- 6 内容の確認のため、情報提供者に連絡することがあります。記入漏れ、内容が不明瞭なもの、情報提供者に連絡がつかないものは、情報提供を受付しかねる場合があります。

※1 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第2条第1号に規定する「京町家」

※2 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」第16条に規定する「京町家保全重点取組地区」

<参考：京町家の定義>

- 昭和25年以前の建築である
- 木造の伝統的な構造の建物である(注1)
- 3階建て以下である
- 一戸建て又は長屋建てである
- 平入の屋根である(注2)
- 次の形態又は意匠のいずれか1つ以上を有する

- ・ 通り庭(道に面した出入口から続く細長い形状の土間)
- ・ 火袋(通り庭上部の吹き抜け部分)
- ・ 坪庭又は奥庭
- ・ 通り庇(道に沿って設けられた軒)
- ・ 格子(伝統的なもの限る(虫籠窓や京格子など))
- ・ 隣地に接する外壁又は高塀

注1 柱梁が金物で緊結されていない、又は基礎となる石の上に柱が載っているような部分がある木造建築物などが該当します

注2 道の角にある敷地、道の一端に面する敷地又は路地状の部分のみにより道に接する敷地に存する建築物及び高塀を有する建築物を除く